

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公開番号】特開2013-78884(P2013-78884A)

【公開日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【年通号数】公開・登録公報2013-021

【出願番号】特願2011-219825(P2011-219825)

【国際特許分類】

B 4 2 D 11/00 (2006.01)

B 4 2 D 15/04 (2006.01)

【F I】

B 4 2 D 11/00 E

B 4 2 D 15/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月14日(2014.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の配達伝票片及び第2の配達伝票片を有し、これらの裏面に台紙が貼付された配達伝票であって、

前記第1の配達伝票片は、表面に第1の情報が記載される第1の領域と、前記第1の領域を取り囲むように配置されて裏面に接着剤が塗布された第2の領域とを有し、

前記第2の配達伝票片は、前記第1の配達伝票片の一側と隣接し、隣接方向である第1の方向で隣接部分から前記第1の領域までの幅より幅広であり、当該第1の方向と直交する第2の方向で前記第1の領域より内側に位置すると共に、前記第1の配達伝票の裏面と裏面同士で折り畳まれたときに前記第2の領域の裏面に塗布された隣接部分側の前記接着剤を露出させる窓部を有する第3の領域と、表面に第2の情報が記載される当該第3の領域とミシン目を介して設けられた第4の領域とを有することを特徴とする配達伝票。

【請求項2】

請求項1に記載の配達伝票であって、

前記窓部は、前記第1の配達伝票片と前記第2の配達伝票片との境側に向けて幅広となる形状である配達伝票。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の配達伝票であって、

前記窓部の一側の終縁は、前記第1の配達伝票片と前記第2の配達伝票片との境まで及ぶ配達伝票。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

第1の配達伝票片は、表面に第1の情報が記載される第1の領域と、前記第1の領域を取り囲むように配置されて裏面に接着剤が塗布された第2の領域とを有する。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0011**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0011】**

第2の配送伝票片は、前記第1の配送伝票片の一側と隣接し、隣接方向である第1の方向で隣接部分から前記第1の領域までの幅より幅広であり、当該第1の方向と直交する第2の方向で前記第1の領域より内側に位置すると共に、前記第1の配送伝票の裏面と裏面同士で折り畳まれたときに前記接着剤を露出させる所定形状の窓部を当該第2の方向に所定数有する第3の領域と、表面に第2の情報が記載されるものとして当該第3の領域とシンメトリを介して設けられる第4の領域とを有する。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0012**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0012】**

本発明では、第3の領域に窓部を有することで、第1の領域及び第4の領域の外周のほぼ全周にわたって、第2の領域の裏面が商品などに貼付される。つまり、当該配送伝票が商品などに貼付された状態では、第4の領域の表面に記載された情報は、常に第1の配送伝票片によって実質的に密封される。従って、部分的な密封のし忘れをするということはなくなり、また第4の領域の表面に記載された情報を得るためにには第1の配送伝票片のうち少なくとも第1の領域を剥がさなければならないことから、ひそかにこの情報を得ることができず、秘匿性が要求される情報の流出を防止することができる。しかも、第4の領域の表面は第1の配送伝票片側ではなく、商品側を向いているので、商品などに貼付された配送伝票の表面から第4の領域の表面に記載された情報を読み取ることは困難である。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0014**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0014】**

折り畳み前のこの配送伝票は、第1の情報を記載する第1の領域の表面と第2の情報を記載する第4の領域の表面が同一の側にあることから、これらの情報を一度にプリントすることができる。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0017**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0017】**

本発明に係る配送伝票は、商品に貼付される前は、接着剤が塗布された面が剥離層を有する台紙に貼付されている。従って、本発明の別の観点に係る台紙付き配送伝票は、(A)表面に第1の情報が記載される第1の領域と、前記第1の領域を取り囲むように裏面に接着剤が塗布された第2の領域と、前記第2の領域の一側と隣接し、当該隣接する方向である第1の方向で隣接部分から前記第1の領域までの幅より幅広で、前記第1の方向と直交する第2の方向に対して前記第1の領域より内側に位置し、かつ、前記第1の配送伝票の裏面と裏面同士で折り畳まれたときに前記接着剤を露出させる所定形状の窓部を当該第2の方向に所定数有する第3の領域と、表面に第2の情報が記載されるものとして当該第

3の領域とミシン目を介して設けられる第4の領域とを有する配送伝票と、(B)前記配送伝票の裏面に貼付された剥離層を有する台紙とを具備する。